

## 第26回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	平成28年3月11日(金) 午後2時00分～午後3時00分			
開催場所	中央区一番堀通町 白山会館 2階 大平明浄			
	委員氏名	出・欠		備考
会長	大熊 孝	出		
会長職務代行	西村 伸也	出		
	岡崎 篤行	出		議事録署名
	山中 知彦	出		
	村山 和恵		欠	
	高松 智子	出		
	中村 美香	出		
	砂田 徹也	出		
	渡邊 聖子		欠	
	中村 脩	出		議事録署名
	丸田 滋彦	出		
	佐原 まき	出		
	植木 陽香		欠	
	渡部 幸之助	出		
	番場 優		欠	
	池田 洋子	出		
	渡邊 英慎	出		
	遠藤 修司	出		
	大関 弘之		欠	
	原山 茂		欠	

(清水まちづくり推進課長補佐)

定刻になりましたので、ただいまから第26回新潟市景観審議会を始めさせていただきます。本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日の会議の進行を務めますまちづくり推進課の清水と申します。よろしくお願いいたします。

まず最初に、本日は報道機関より撮影の許可を求められておりますが、会長、許可をすることよろしいでしょうか。

(大熊会長)

いかがでしょうか。よろしいですか。それでは異議がないということで、許可したいと思います。

(清水まちづくり推進課長補佐)

ありがとうございました。会議に先立ち、都市政策部長の大勝がごあいさつする予定でしたが、議会の議事が長引いているため、代わりにまちづくり推進課長の鈴木よりごあいさつ申し上げます。

(鈴木まちづくり推進課長)

皆さん、お忙しいところ、本日はご出席いただきましてありがとうございます。また、年度末のお忙しい中、第26回新潟市景観審議会にご出席いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。本来であれば、部長の大勝が皆様にごあいさつ申し上げるところなのですが、本日は議会に時間がかかっているということで、当初予定していました開会に間に合いそうもありませんので、代わって私からごあいさつ申し上げます。

昨年11月の第25回の当審議会におきまして、旧齋藤家別邸周辺地区の特別区域の指定と、それにかかわる屋外広告物の規定の設定等について、12月議会で条例化し、今年1月1日から施行しているところでございます。

本日は、この地区内にあります重要な景観的な要素になっている土蔵、塀など建造物につきまして、新潟県内初となりますが、景観重要建造物として市が指定することについて、皆様にお諮りするものでございます。これら一連の特別区域の指定と、景観重要建造物の指定によって、より良好な景観形成の推進のために面の取組と点の取組みというもので、さまざまな施策を講じ展開したいと思います。また、これをモデルとしまして、他の地区への展開も考えていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

(清水まちづくり推進課長補佐)

続きまして、本日の審議会の出席状況を報告いたします。新潟青陵大学短期大学部助教の村山和恵様、新潟市消費者協会新潟支部理事の渡邊聖子様、公募委員の植木陽香様、新潟県

建築士会新潟支部の番場優様，国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官の大関弘之様，新潟県新潟地域振興局地域整備部長の原山茂様の6名が，本日，ご欠席でございます。

本日の審議会は，委員20名中14名の委員の皆様がご出席でございますので，新潟市景観審議会規則第5条第2項の規定により，会が成立していることをご報告いたします。

本会議については，議事録作成のために録音させていただいております。ご発言の際には，係の者がマイクをお持ちいたしますので，お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。また，本会議は公開することとなっておりますので，作成した議事録はホームページなどに掲載させていただきます。

それでは会議の前に，本日の配付資料の確認をさせていただきます。全部で7点でございます。次第，第13期新潟市景観審議会委員名簿，「新潟市景観審議会の諮問について」，パワーポイントの説明データが二つありまして，一つが「景観重要建造物の指定について」，もう一つが「景観形成推進事業について」です。参考資料としまして，新潟市景観計画・新潟市景観条例の冊子を添付しております。そして本日の座席表でございます。過不足はございませんでしょうか。

それでは，次第に沿って会議を進めさせていただきます。会長，議事の進行をよろしくお願いいたします。

(大熊会長)

それでは，議事を進めたいと思います。今日は市長からの諮問ということで，それについて答申を出すということになりますので，よろしくお願いいたします。

最初に，議事録署名人を2名決めさせていただきたいと思います。岡崎先生と中村脩さんをお願いしたいのですがよろしいですか。

(岡崎委員・中村委員)

了解です。

(大熊会長)

それでは，議事の1「景観重要建造物の指定について」，事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議事1「景観重要建造物の指定について」，ご説明させていただきます。パワーポイントで説明いたしますが，お手元にもコピーを配付しておりますので，画面が見難い場合は，こちらでもご覧になってください。

最初に，景観重要建造物について概要をご説明いたします。景観重要建造物は地域の景観上重要な建築物，工作物などの建造物について景観法に基づいて，景観行政団体の長，新潟

市の場合は市長になりますが、こちらが指定して、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものになります。こちらの指定がされますと、所有者には適切な管理が求められまして、外観の変更にかかわる修繕等の際には市長の許可が必要になります。

今回、景観重要建造物に指定する建造物は、今年1月施行の景観計画に新たに追加されました特別区域旧齋藤家別邸周辺地区内にあります。中心を横切る市道中央3-11号線、こちらは画面では黄色のラインになっておりますが、この道路沿いに立ち並ぶ、赤で示している建造物3件になります。最初が料亭「行形亭」の土蔵、「行形亭」の表門及び塀、「北方文化博物館新潟分館」の土蔵の3件でございます。

景観重要建造物は、景観法で景観計画区域内の建造物を指定することができます。新潟市では、市内全域が景観計画区域となっておりますので、市内どこでも新旧問わず選定することが可能ですが、本市では建造物の保存で終わらせるのではなく、それを生かしたより質の高い景観の形成や、地域のまちづくりへの貢献を促していくことが重要との観点で、地域の特性に応じた景観形成を進めることとしている特別区域から、また、老朽化等の進む建造物の保全の観点で、歴史的建造物から選定しております。

次に、それぞれの建造物についてご紹介します。最初に、「行形亭」土蔵です。昭和3年に建築されたもので、木造2階建て、1階部分の外壁は下見板張り、2階部分は漆喰仕上げとなっております。開口部の上には鶴の鍔絵（こてえ）があります。道路から塀越しに眺めることができます。建物の4面はこのような形状となっております。道路からは、右側の下屋、1階の屋根がかかっている部分ですが、建物の裏側等は見えない形となっております。

続いて、「行形亭」の表門及び塀です。表門は大正3年に作られたものです。両脇の木製の塀の築年は不明です。塀の指定する範囲につきましては、木造の部分を指定するというところで、画面の赤い矢印の範囲について指定するというところで考えております。さらに外側のほうの木造以外の部分につきましては、実際はコンクリートブロックに木が貼られたような形となっております。ちなみに、門の屋根につきましては、銅板葺になっておりまして、ゆるい弧を描いたような形となっております。

次に、「北方文化博物館新潟分館」の土蔵です。大正4年に建てられたもので、木造2階建てとなっております。1階の外壁につきましては、海鼠（なまこ）壁仕上げとなっております。2階部分は漆喰仕上げとなっております。

今後の指定に向けた作業につきましては、今回の景観審議会での諮問・答申をいただいた後、4月に指定の公告を行う予定としております。また、保全に向けた制度整備といたしまして、建築基準法の制限の緩和や、外観改修のための助成制度を整えます。

さらに、今後につきましては、古町花街地区について景観計画の特別区域と景観重要建造物を組み合わせることにより、良好な景観の形成を推進したいと考えております。

以上で、説明を終わります。ご審議をお願いします。

(大熊会長)

ただいま、3件の景観重要建造物の指定についてお話がありましたけれども、これについてご意見、ご質問があればお願いします。

(岡崎委員)

この3件の指定自体には異論はありませんけれども、前の審議会のときにこの経緯の説明があったか、時間が空いたので思い出せないのも、もしかしたら同じことを伺うかもしれませんが、この3件以外にもいろいろ大事な建物がこの地区にはあるのですけれども、それらを今回指定しない理由を教えてください。今後の予定も含めてですけれども、順次、他のものもやっていくということなのか、あるいは当面、この3件しかやらないのか。そのあたりも含めて教えてくださいと思います。

(事務局)

この地区の中には、他にも登録文化財となっている建物がございしますが、今回の景観重要建造物の指定の選定の基本的な考え方といたしましては、旧齋藤家別邸周辺地区として指定した特別区域の中を走る市道中央3-11号線の道路から見た眺めをまず守りたいということテーマに置きまして、その道路から見えるものを優先して指定するという考え方で整理したものでございます。もちろん、その他の建物も、屋根だけですとか一部分見えるものもありますが、道路から最もよく見える建物を優先して指定しようと考え、この3件を選定したものでございます。

続きまして、今後の考え方でございますが、今回、景観重要建造物を3件指定させていただきました。今後、古町花街地区やその他の地区につきましても、特別区域等のルールを設定を進めていく予定でございますので、それとあわせて景観重要建造物も順次指定していきたいと考えております。

(岡崎委員)

今後の予定については、予算がつくのかということではなくて、このエリア内で今後追加してもあり得るのかということ伺いたいのが一つと、とりあえずこの通り沿いを優先したというのは分かったのですが、例えば旧齋藤家別邸は通り沿いですが、あれはたしか、登録文化財にもなっていないと思いますが、旧齋藤家別邸をやらない理由は何なのでしょう。

(事務局)

旧齋藤家別邸は、文化財保護法に基づく名勝に指定されています。

(岡崎委員)

国指定名勝になっているので、そういう意味で必要ないということですか。

(事務局)

そういうことです。

(岡崎委員)

国名勝は、門や塀も含めて全部になっているのですか。

(事務局)

建造物を含めて指定されていると聞いています。

(大熊会長)

その他、いかがでしょうか。

それでは、諮問に対して提案どおりということで、この3件の景観重要建造物の指定ということで市長に答申したいと思いますが、よろしいですか。ありがとうございます。それでは、この議案について採決されたということにしたいと思います。

(大熊会長)

次に、3「報告」の「景観形成推進事業について」ということでご説明をお願いいたします。

(事務局)

「景観形成推進事業について」ということで、報告いたします。

平成23年度の審議会以降、本市の景観形成事業である景観アドバイザー会議の活用状況についてのご報告をしておりませんでしたので、年度末で、かつ審議会の議題が一つということもありまして、この時間を利用して、平成27年度の景観アドバイザー制度の活用状況についてご報告したいと思います。よろしくをお願いいたします。

市では、景観計画区域内における行為の届出等に対し指導助言や協議を行うため、独自の景観アドバイザー制度を設けております。アドバイザーからは専門的な立場、第三者の視点で景観面のアドバイスをいただいております。具体的には建築物、屋外広告物及びその他工作物の形態または色彩その他意匠の相談に関する事。景観法に基づく届出に対する助言または指導に関する事。屋外広告物条例に基づく景観事前協議等に対する助言または指導に関する事。その他、景観の形成に関する事についてアドバイスをいただいております。

ここで、景観アドバイザーの構成員についてご紹介いたします。景観アドバイザーは景観審議会より1名、建築意匠、色彩、造園、広告物のそれぞれの専門的知識を持つ方々の計5名で構成されています。景観審議会からは新潟大学の西村伸也委員にご参加いただき、座長

をお願いしております。各専門分野については、建築意匠は伊藤純一アトリエ主宰、1級建築士の伊藤純一先生、色彩・デザインは新潟大学の橋本学先生、造園・緑地計画は造園建設業協会理事の玉木正和先生、広告物は元新潟県広告美術業協同組合の永井稔先生をお願いしております。

続きまして、届出・通知の件数についてです。この表は、本年度を含め過去5年分の届出・通知件数を表にしてしております。平成27年度の件数は2月末までの数字となっております。行為の届出に関しては、今年度の一般の区域は108件でした。特別区域・二葉町の1件は一般住宅の新築です。次の特別区域・信濃川本川大橋下流沿岸地区の1件は、軽易な車庫の増築です。行為の通知は、公共施設の建設行為に伴うもので、18件でした。

なお、届出の内容が景観計画に定められた基準に適合せず、勧告や命令を行うような事例については、平成27年度はありませんでした。

続いて、屋外広告物の事前協議は、新潟市屋外広告物条例に基づいて事業者より提出されるもので、今年度は28件でした。

最後に、風致地区における許可の必要となる行為についての事前相談につきましては、3件となっております。

このような届出・通知に対して、景観形成基準に基づき、必要に応じて2週に1回のペースで開催されるアドバイザー会議にて、アドバイザーからご意見を伺っております。平成27年度につきましては、先ほどのスライドで示した行為の届出のほか、任意の相談も含めて30件についてアドバイザーから意見を伺いました。本市としては、任意の相談のような届出以外の案件についての相談も増えるよう、アドバイザー制度の周知活動についても取り組んでいきたいと思っております。

最後に、「新潟市の景観形成に向けて」というA3カラーの資料をご覧ください。

新潟市でも大きな時代の転機を迎えようとしておりまして、これまでは新潟駅により南北が分断されていた都市構造でしたが、連続立体交差事業により、南北が一つにつながり、都市構造の転換期を迎えます。さらに、2019年には新潟港開港150周年を迎え、未来の新潟をどのように創り上げていくかということ、港から投げかけていく必要があると考えます。また、地方創生に向けて、自分たちが住んでいるまちを誇りに思い、住みたくなるようなシビックプライドを醸成することも必要だと考えます。これら三つの要素に対し、景観という観点から考えられること、ということでご紹介いたします。

まずは、「風情ある湊町新潟」ということで、本市では、古町花街や旧小澤家住宅周辺、その他各地域に、歴史的建造物が多く残っており、これらを地域の財産ととらえ、生かし、活用したまちなみづくりのお手伝いをしていきたいと考えております。右の写真は早川堀通り

ですが、これまでは、このような公共施設を整備しても、その後の取組みが行われてこなかったように感じております。せっかくきれいな道路ができたのですから、例えば沿道の街並みづくりについて一緒に考えていきませんかということで、区の建設課も含め、地元働きかけております。

続いて「風格ある政令市新潟」ということで、これまで駅周辺に限らず、商業業務が集積した地域では、広告物や看板が無秩序に乱立しており、それが賑わいの象徴とする見方もありますが、新潟市の顔であり、陸の玄関口である新潟駅周辺にふさわしい景観のあり方があると考えております。今後、連続立体交差事業の完成や、周辺ビルの建て替えなどが予定されておりますので、これを機に景観形成に取り組んでいきたいと考えております。なお、来年度には民間事業者が活用可能となるやすらぎ堤や、2019年の新潟港開港150周年に向けた動きも見られる信濃川から、さらには新潟港にかけての地域についても考えていきたいと思っております。私どもとしても、地域にあった景観について勉強させていただき、先ほどご説明した景観アドバイザーの皆さんと方向性を共有しながら、景観形成推進事業を進めてまいります。

最後になりますが、先ほどまでは都市部の景観に焦点を当ててきましたが、一番下の「自然豊かな政令市新潟」ということで、新潟市では少し足を伸ばすと緑豊かな田園風景が広がっております。都市部と緑豊かな自然環境が共生していることは、ほかの政令市と異なる新潟市の魅力であり、本市の誇れる一つの景観の要素と考えております。今後も、このような、本市の地域の個性を生かした他都市にも誇れる景観行政となるよう取り組んでいきたいと考えており、広く魅力をPRしてまいります。

(大熊会長)

ご説明ありがとうございます。

今の説明に関して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(大熊会長)

景観アドバイザーについて、今までやられたケース等の報告がございましたけれども、これについては特にありませんか。

(岡崎委員)

アドバイザーの相談件数が年間30件ですから、ひと月平均3件いかないということですね。昔、私がやっていたころに比べるとずいぶん件数が少ないと思ったのです。我々がやっていたときは月3回やっていて、1回につき10件くらい見ていましたから、月30件は見ていたけれども、今はどのようなにして絞っているのかなというところが質問です。

(事務局)



この30件というのは、重複しているものも含めての30件ですので、一つの案件に対して何回かにわたって会を行っている場合もあるので、30物件あるわけではありません。以前は、届出全てをアドバイザーにかけていたのですが、担当職員の景観に関する判断スキルの向上に伴い、自分で判断できるものはアドバイザーにかけず、判断に迷うものについてアドバイザー会議にかけています。

(岡崎委員)

昔は全てかけていたけれども、今は全部ではなく、行政のほうで処理して、絞ったうえでアドバイザーにかけているということですね。分かりました。

それから、これは意見ですけども、これも当時やっていた十数年前からずっと議論にはなっているのですけれども、今、新潟市では1,000㎡以上しかチェックしていないですよ。高さ15メートルか、面積1,000㎡のかなり大きなものしか届出対象になっていないので、実際、新潟市の景観を見て、景観がいいとは誰も思わないわけなんですよ。もう少し基準を引き上げて、丁寧に、全部が全部とは言いませんけれども、もう少しチェックする対象を拡大したほうがいいのではないかと議論がずっとあるわけなんです。最近、新しく景観条例を作っている他の自治体ですと、かなり細かく見えています。佐渡にしても、村上にしてもそうです。全国的な潮流からいって、当時、今の景観計画を作ったときに私も関わりましたけれども、あの当時は、まだ全国のレベルがそれほど進んでいなくて、計画もできたばかりということで、新潟市も、このくらいではないかということでやったのですけれども、今は、全国もレベルが上がっていて、全国平均から見ると、新潟のやり方はだいぶ緩くなってしまった。世の中が進んでしまったのです。届出件数もだいぶ減ってきているようですし、もう少し丁寧にやることは可能かと思いますので、そこら辺の検討も始めていただければと思います。

(大熊会長)

この件はだいぶ前にも議論しましたよね。1,000㎡は、大きすぎるのではないかとか。

(事務局)

先ほどの岡崎委員のご意見も含めまして、景観行政として、他都市の事例等も含めて勉強しながらやっていきたいと思しますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

(大熊会長)

期待しております。その他、いかがでしょうか。

(池田委員)

看板関係をやっております。今日は3.11で防災、危機管理の記念すべき日です。サインというのは、まちの景観を良くする美的な要素が十分あります。そして、もう一つ標識として

の要素もあります。何かあったときに、分かりやすい標識であることは大切な視点です。ここは景観を議論する場ですけれども、防災・危機管理行政の方は、何かあったときの危機管理に対するサイン関係、例えば電子看板といったものは、どのようにお考えなのでしょうか。

(事務局)

そこら辺は勉強不足な部分もありますので、担当部署がありますので、そちらと勉強させていただいて、次回以降の審議会の方でご回答できるようにさせていただきたいと思います。

(池田委員)

今の若い人は、スマートフォン、ケータイで、何かあればすぐわかる。音が出る。これから高齢社会ですよ、そうすると、まちを歩いて、今も津波何メートルという標識もありますけれども、常に危機意識というか、そういうものを自分で考える、自力で考える。そのために、まちの中に、サインの役割として、何かあってもいいのかと個人的に思いました。

(事務局)

新潟市も、外国人の方も多く見えるような都市になってきましたので、日本人だけではなくて、恐らく外国人の方にも分かるような形の案内といったものを考えていく必要があるのではないかと思いますので、少し勉強させていただければと思います。よろしく願いいたします。

(大熊会長)

東京などではオリンピックを迎えるということで、外国語表示を付けると言っていますよね。新潟も、『この地盤は標高何メートルです』という掲示がだいぶ出ていますが、あれは日本語でしか書いていないですよ。もう少し、3つくらいあってもいいのではないかとと思うところもありますね。あれはどこが担当して標高を書いているのですか。

(事務局)

道路にあるものは道路管理者で対応していると思うのですけれども、もしくは防災の部署が調べて、道路管理者と協議の中でやっていると思います。

(大熊会長)

あまり大きすぎず、適切な大きさかなと思って私は見ているのですが、まちづくりの景観関係のところは相談があって決められているものかと思ったのですけれども、そうでもないということですね。今後、その辺も注意しながらお答えを願えればと思います。

その他、いかがでしょうか。

(西村委員)

景観アドバイザーを担当しております西村です。皆さんが今の説明を聞かれて、景観アドバイザーが全体の計画のコントロールをすべて担っているかというところではなくて、景観

計画の基準の中でアドバイスをしています。先ほど岡崎先生も少しお話しされましたけれども、この景観計画が今の状況に合っているかどうかを審議するのは多分、ここです。つまり、それぞれの場所場所で景観計画や景観基準をどうしていくかということ、もう少し丁寧に考えないと。これはスタートの時の計画なので、それから時を経て、今の新潟の中で、駅の前とか信濃川のウォーターフロントなど、いろいろな要所要所の景観計画、景観基準をどうするかということは考えなければいけません。今、アドバイスしているのは、一律の景観基準の中でアドバイザーがアドバイスしているので、できること、できないことがあって、そこを踏み越えてアドバイスはできないので、審議会はそういうことをお考えいただいて、できるだけ、次の基準をどうするか、という議論をできたら進めていただけるとありがたいと感じております。

(大熊会長)

ご意見ありがとうございます。

先ほどの話で出た、高さ15メートルとか面積1,000㎡というのは、景観計画の冊子でいくと6ページに書かれていますけれども、これも前に、もう少し厳しくしよう、という話をここでされたことがあるのですけれども、その後、あまり議論が進んでいないので、是非、その辺も検討いただきたいと思いますし、一番後ろのほうの信濃川沿いの特別区域のところも、途中経過で、萬代橋から弥彦山や角田山が見えるようにといったことで、もう少し高さ制限も考え直そうということ、でだいぶ議論はしてきていると思いますので、そろそろ事務局から、こういう考え方でどうだ、ということが出されることを期待していますので、よろしく願いいたします。

その他、いかがでしょうか。

(岡崎委員)

長期的な課題としては、西村先生もおっしゃいましたけれども、今、一律の景観基準でやっているのです。しかも合併前のものを合併後全部一律でやっているのです。岩室も、新潟駅も同じものでやっているわけです。そこら辺も含めて、もう少し丁寧にやっていく時期かな、ということが一つです。

もう一つは、景観重要建造物なのですけれども、これは指定しただけだとほとんど何の意味もないので、先ほど事務局から説明もありましたように、建築基準法の制限緩和や助成制度をやらないと何の意味もありません。だけど、これはこれでけっこう、指定も事務局の方はご苦労だったと思いますけれども、条例となると議会を通さないといけないし、助成となると財政当局の理解も必要ですので、簡単ではないと思いますが、そこら辺の見通しを教えてください。

(事務局)

いわゆる建築基準法の緩和ですとか、助成制度につきましても、これから準備を進めていこうといった状況でございまして、できたら、助成制度等については再来年度からできたらいいな、といった気持ちで進めている状況です。また、建築基準法につきましては、これから法に適合しない部分についてこれから調査をかけまして、それに基づいて、こういった形で緩和するのが望ましいのかということで、できれば来年度中に何とか進めていきたいと考えております。

(大熊会長)

その他、何かございますか。

(大熊会長)

私の方から、最後の「新潟市の景観形成に向けて」について。掲載の事例が特殊というか限定されている感じがするので。湊町新潟というふうに限定するからこうなるのかな。先ほど岩室が挙がっていましたが、岩室でも巻でも小須戸でも、それなりに風情ある情緒が残されているので、「時間軸」を考慮し、もう少し視野を広げていただけたらと思いますし、「自然豊かな」という場合も、ここでははさ木が出ていますが、はさ木はほとんど見られない状況になってきていて、残されているはさ木はぜひ守る必要があるだろうと思います。新潟市の田園風景を代表する事例に、はさ木がなるのではないかと。今、新潟日報ではさ木に関する連載が出ていて、なかなか面白く読ませてもらっています。もう少し、はさ木も保存するといったことが必要なのではないかと思います。上堰潟近くの松野尾付近にもかなりはさ木が残っていたのですが、2年くらい前、全部伐られてしまって、もたっていないと思ったのですが、全部個人所有のところだから、個人では維持できないということで伐ってしまっているのです。そういう所もあります。

それから、私は潟環境研究所を預かっていて、今、潟環境研究所では16の潟、池を対象に調査・研究を進めていますが、あそこの景観もかなり重要だなと思います。例えば鳥屋野潟から角田、弥彦が見えるのですが、それが見えなくなる可能性もあったりして、そのようなところまで配慮していく必要があるのかなと思いますので、視野をもう少し広げておいていただけたらと思います。これは代表事例であげているのですが、ぜひ、その辺はお願いしたいと思います。

(中村(美)委員)

感想になるのかもしれないのですが、先日、福井に行ってきました、片町付近の料亭が建ち並ぶ辺りが景観に配慮した通りのつくりになっていたり、それがいいかどうかは議論があるのかもしれませんが、例えば隈研吾さんの建築が、昔ながらのところに近代

的なものが入ってきて、さらにまたクリアプロジェクトというものが動いているらしくて、そのあたりで新しいものが出てくるといことが見えたときに、景観は、ある意味もっと攻めていかなければいけないのではないかという印象がありまして、いい攻めの姿勢が見えるようにしていくと、昔ながらの良さも際立つというところがあるのではないかといった印象を持ちました。改めて新潟市を見てみたときに、どう景観を守り育てていくのかということも若干感じられ、全体的にこういった事に関心を持って人を育てていくことも必要なのではないかと思いました。

もう一つが駅周辺の顔づくりという部分に関して、どのような方向性を持って新潟市が考えていくのかというようなところも、期待を込めて見ているところですが、だいぶ印象が変わりそうだなという思いがあるので、そのあたりで何かお話しできることがあればお聞かせいただけたらうれしく思います。

(大熊会長)

いかがですか。特に駅と周辺が今後どうなっていくのかということ。

(事務局)

先ほどご説明したとおり、もともと人が集まるとか、賑わいの象徴として看板や標識というものがあつたのかな、そういった時代もあつたのかなと思つていまして、それが時代も変わり、景観に対する要求も変わつてきているということを感じているところです。その中で、南口広場が先行して万代口広場より先に整備されましたけれども、概ねあつたイメージのものが、新潟駅の万代口の方にもできてきます。今の駅舎も取り壊されて新しい駅舎になりますし、その周辺では、例えばヨドバシカメラが新しく建つたりとか、マルタケビルの建て替えも計画されているなかにありますと、行政として、駅の周りだけを見てきたのですが、民間の動きもそれにあわせて活発化してくるのではないかと。これはいい契機だと私どもも捉えておりますので、そういった中で、新潟駅は陸の玄関口と私どもは言わせていただいておりますけれども、それにふさわしい顔づくり事業として景観のあり方というものを勉強して、地元を巻き込んでやっていきたいと思つております。

(遠藤委員)

今ほどの駅周辺の関係で、商工会議所もこれから「まちづくり委員会」の中で、駅周辺の景観、賑わいの両方を両立させていくという立場ですので、関係団体などを集めて、これから研究、検討していこうとしています。そして必要に応じて市などに提言していこうといった取組みを開始しはじめるところでございます。以上、参考までに申し上げます。

(高松委員)

新潟駅周辺、私も、ずいぶん昔から、昔といいますと市民の「ワイガヤ」のいろいろな意

見交換会があったりした当時から、駅前周辺が大きく変わるということで、景観はどうなるのだろうと非常に危惧していたところです。まちをどういうふうに作っていくかということに景観が大きく関わるわけですので、そういう活性化も含め、他都市にない顔づくりというのも、今はとても必要ではないかと思っているところではあるのです。その他に、やすらぎ堤利用が自由化に伴い、自然景観が損なわれていってしまうのではないかとこのところを非常に危惧しております。賑わいを創出すると同時に、市民が景観を創り上げていくものであるわけですから、何か新しいまちづくりをしていく、賑わいを創出していくときには、必ず景観を頭のどこかで真っ先に考えていただきたいと常々思っているんです。それらを含めて、全体でもう少し景観について意識を高めていけたらいいのではないかと考えております。

(大熊会長)

ありがとうございます。ご意見をいただいたということで、よろしく申し上げます。

(中村(脩)委員)

景観アドバイザーの届出の中で、最近、萬代橋橋詰のマンションが着工したと思うのですがその状況はどうなのでしょう。どのような計画なのかということが全然見えていないので、ご存じの方がいらっしゃったら教えていただきたいと思います。特別区域として、どのようなアドバイスをしていくのかということについて、審議会でやっている以上のことはできないということはあるかと思うのですが、これから、もう少しコントロールできる余地があるのかどうか。

それと、最後に出てきた新潟市の景観形成に向けたイメージですけれども、一番最後に付け足しのように出てきてますけれども、本来はこれが一番重要だと思うのですが、中村(美)委員や高松委員もおっしゃっていたように、どういう方向づけをしていくとか、景観に関してもっともっと攻めていくべきだということが大事だと思うのですが、それを具体的にどこがどのようにやっていくのか。もちろん、個人個人ができる範囲で取り組むということは大事だとは思いますが、この景観審議会でどういうふうに取り扱っていったら新潟市の景観形成に向けた活動ができるのかということがよく分からないので。私のできることがあればやりたいなと思うのですが。

「地方創生→シビックプライド」と書いてあるのですけれども、これは本当に漠然としているのですが、シビックプライドというのは、ここに出ている写真のイメージを基に考えればいいのでしょうか。シビックプライドというのは、誰がどう考えるのか。これも個人個人が考えればいい、というふうに投げている所があるのかもしれないのですが、この審議会としてどういうふうに関わっていけるかということは、もう少しもんでいく必要があるのかな、と思っています。やはり、これが一番最初に出てくるべきなのだろうと思っています。

(大熊会長)

ありがとうございます。先ほど、萬代橋橋詰のマンションに関してのご質問がありましたが、事務局なにかありますか。

(事務局)

萬代橋橋詰のマンションにつきましては、基本的には景観形成基準を超えない範囲で建築されるということになりまして、すでにアドバイザーのご意見をいただいたりして、景観の届出等の作業は終わっている状況でございます。

(大熊会長)

以前は、公開空地で公共空間をつくるという話だったけれども、それはどうなったのですか。

(事務局)

結局、そういう形ではやらないということになりました。

(大熊会長)

市は直接関係しない形になったのですね。

(事務局)

そうです。

(大熊会長)

残念でしたね。関係すれば色々なことが言えたのに。わかりました。

(事務局)

先ほど、シビックプライドのお話をいただきましたけれども、いわゆる住みよいまち、住みたいまちということで、皆さんの気持ちを持ち上げていくような方向性が見えるといいのではないかとということで、単語として取り上げた状況でございます。ここの表現に「課題」という言葉を入れるかどうか資料を作るときに悩んだところがありますけれども、私どもはこれを「課題」と捉えている部分がありまして、新潟市で「課題」となる部分は、市民の景観に対する啓発が進んでいないのかな、景観に対する意識がそれほど高くないのかなという部分が、他都市に比べるとあるのかなと感じているところがあります。先ほど、アドバイザーにかける件数が減ってきたのも、やっと職員のスキルが上がってきたから判断することができるようになってきたという話をさせていただいたのですけれども、お恥ずかしい話ですが、行政もやっとそのレベルに追いついてきたところでもありますので、市民も景観に対する意識を醸成させて、市民の方からも、こういったものは良くないね、といったお話をいただければ、景観の形成ももっと早くなるのではないかと考えていますので、まずは課題を提示する中で、市民の気持ちも高めていきたいと思っております。

(中村(脩)委員)

市役所の方から具体的な仕掛けはできないでしょうか。

(事務局)

先ほど言いましたように、新潟駅周辺については新しくビルを建て替わったりしますので、これを契機ととらえて、うちの方からも働きかけていきたい。それは仕掛けていきたい、これこそ攻めの姿勢を見せていきたいと思っております。新潟駅から古町の間は都心軸をなしていますが、これが景観のスタート地点になれば、いずれ笹谷小路の方まで景観の意識が高まっていけば、都心軸の景観が良くなっていくのではないかと。時間はかかるかと思いますが、これを起点に起爆材として働きかけていきたいと思っております。皆さんのお力をお借りすることもあるかと思えます。よろしくお願ひします。

(岡崎委員)

市民の意識というお話がありましたが、市民も色々であり一般市民の意識はどうかは分かりませんが、大事なはその意識があって活動している方が何をするかということなのです。それは、新潟は決して低くない。他都市に比べても十分活発です。市民団体の数も多いし、問題のある物件があれば声もあがるし、反対運動も起きるし、そういう意味で、新潟市民の意識が低いとは思いません。どちらかというと、行政の取組みが遅れていると私は思っております。市民の意識が低いと言われたから、あえて申し上げるのですけれども、行政の取組みは客観的に見て進んでいるとは決して言えないです。専門家として全国調査している面から見て、これは確実です。ですが、新潟市が特別低いわけではありません。政令市は普通そんなものなのですけれども、もっと頑張っている行政は他にたくさんあるわけです。金沢しかり京都しかりですし、いろいろなところが頑張っているわけです。そういったところでは、もちろん市民と行政が一緒に両方頑張らなければいけないわけで、その仕組みづくりとしては、やはりオフィシャルな、それこそベースとしては個別の市民の取組みはたくさんあるのです。あちこちでシンポジウムをやったり、そういった市民の活動は、金沢に比べても新潟のほうが圧倒的に多いのです。しかし、新潟は制度などが無いのです。金沢に比べると行政のオフィシャルな制度の数は圧倒的に少ないし、予算も圧倒的に少ないわけです。そこを作っていくことをきちんとやらなければ良くなるはずはなくて。例えば、景観計画を見直す、それについてこういう議論をきちんと、景観審議会で何ができるかという話であれば、普通だったら、景観計画を見直しましょう。見直しに向かって分科会を作って議論を深めましょうということやるわけです。それを一般の人に、これを皆さんで考えてくださいといってもそれは無理な話だし、イベントをやっても無理な話ですし、具体的にやるべきことを着々とやっていくしかないと思っております。



(大熊会長)

駅が完成して、駅の辺りをどうするのかというのは、やはりきちんと、特別チームなり何なりを作って考える必要があるのではないかと思います。駅に立ってぱっと見ると、看板が目に入って、それがいいか悪いかは分かりませんが、やはり一度は議論して考えていくべきなのかなと思います。駅前の景観などがどうあるべきなのか、よく検討して、あそこも本当は特別区域くらいにして議論する場所だろうと思うのです。駅ができあがっていく中で、周辺の景観はどうするのか。やはり重要な施策の中の一つなので、ぜひ柱を立てて、検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(大熊会長)

その他、いかがでしょうか。

いろいろご意見をありがとうございました。次第では「その他」になっていますけれども、事務局から何かございますか。

(事務局)

以上で、本日予定した議事は終了とさせていただきます。

「その他」ということでございますけれども、事務局としては特に用意しているものはありませんけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(大熊会長)

今、だいぶ意見が出たので、まとめていただいて、今後に活かしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今日は諮問ということでありましたので、結果を市長に答申を出しておきたいと思えます。

それでは、マイクをお返しします。

(司 会)

すべての議事は終了しました。本日はお忙しいところ、委員の皆様には長時間にわたりご審議、ご意見いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第26回新潟市景観審議会を閉会させていただきます。

次回の審議会につきましては、今のところ未定でございますけれども、会長と相談のうえ、改めてご案内させていただきますので、よろしく願います。

本日は、どうもありがとうございました。